

## ■ 指定管理者が申請する場合

2024/3/15

地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合、充電設備設置完了後から保有義務期間（5年）以上の委託契約期間である必要があります。申請者は、地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに、オンライン申請システムの「実施状況等報告」にてデータを入力およびアップロードが必要です。

〇〇市〇〇施設指定管理者基本協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と××株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇施設の管理及び運営について以下の通り合意したので、〇〇市の指定管理者の手続等に関する条例（平成〇〇年条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定に基づき基本協定を締結する。

**④** 施設名称：〇〇施設

（目的）  
第1条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）  
第2条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（協定期間）**⑤**  
第3条 この基本協定の協定期間は、指定期間と同一であり、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

**③** 令和〇年〇月〇日

**①** 甲 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号  
〇〇市  
市長 〇〇 〇〇

**②** 乙 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号  
××株式会社  
代表取締役 ×× ××

### 【記載の必須項目】

- ① 地方公共団体
  - ・充電設備を管轄する地方公共団体名称の記載（押印必須）
- ② 指定管理者
  - ・申請者名の記載
- ③ 作成日：契約日
  - ・契約書の作成日および2者間で契約した日付の記載
- ④ 設置場所名称
  - ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
- ⑤ 契約期間
  - ・契約期間の記載（5年以上※）

※委託契約期間が保有義務期間（5年）未満の場合、充電設備の保有義務期間（5年）以上の維持、運用することを証する書類を合わせて提出する必要があります。